

# 回 覧

## 住民環境課からのお知らせ

令和2年7月15日

各衛生自治会代表者 殿

大崎町衛生自治会  
会 長 中村 幸一

### 大崎町内一斉ボランティア清掃作業の中止について(お知らせ)

毎日お疲れ様です。

さて、環境美化活動として、7月26日(土)に実施予定していました2回目の町内一斉ボランティア清掃作業及び子ども会ふるさと美化活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止いたします。

また、残り1回の清掃作業については、下記のとおり実施予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況を十分考慮しながら判断いたしますので御了承ください。

なお、各集落でどうしても作業が必要な場合の実施判断は、各集落にお任せいたします。

### 記

日 時：(3回目) 令和2年12月6日(日) 午前7時から1時間程度を予定  
(当日に行事等の関係で開催できない場合は、自治会単位で別途日程を設定して実施をお願いします。)

場 所：集落内道路・ロードミラー・自治会施設等のゴミ拾いなど(市街地など集落が入り組んでいる自治会では、作業方法を良く調整して実施してください。)

目 的：環境美化活動を通じて、地域の子供から高齢者までの異世代交流を図りつつ、自分たちの住環境整備を町内一斉に実施する。

作業方法：集落内のゴミ拾いを町内一斉に実施しますので、作業方法と内容については各集落での取り組みをお願いいたします。(粗大ごみは収集しません)

例：空き缶拾いとゴミ収集場・自治公民館等の清掃を実施

※ ポイ捨てされ汚れた物は、必ず一般ごみ袋(青色)で、また、空き缶、ペットボトルは洗って資源ごみ袋(赤色)で、各収集日・各収集場に出してください。産業廃棄物、バッテリー・タイヤ・農機具類は収集しません。

お 願 い：ごみ袋の必要な集落は環境対策係までご連絡ください。なお、収集後のごみ袋には自治公民館等の名称を記入し、収集所に出してください。空き缶等の資源ごみは、資源ごみ回収日に出してください。また資源ごみが多く回収された自治会は、ご連絡ください。

### 連絡先(問い合わせ先)

衛生自治会事務局：住民環境課 環境対策係 電話 476-1111(内線127・128)

## 令和2年度農業機械化研修（後期）の募集について

鹿児島県農業大学校では、令和2年度農業機械士養成研修及び農業機械士応用研修（後期）を下記のとおり募集しております。

募集については、審査の上、抽選となりますので、受講を希望される方は、受講対象者の欄を確認した上で該当する場合には、令和2年7月27日（月）までに、農林振興課までご連絡ください。

なお、申込書は農林振興課で聞き取りにより作成しますので、恐れ入りますが、担当者不在の場合がございますので事前にお電話を下さるようお願いいたします。

申込期限：令和2年7月27日（月）

## 農業機械士養成研修

## ①研修目的

大型特殊（農耕用）自動車運転免許と農業機械士資格の取得を目指す。

## ②開催時期（年7回のうち後期3回）

研修回	開催時期	募集人数
第5回	令和2年9月28日（月）～10月2日（金）	25名
第6回	令和2年10月5日（月）～10月9日（金）	30名
第7回	令和2年10月19日（月）～10月23日（金）	30名

## ③日程及び内容

日程	内容
1日目	受付 開講式、運転免許試験願書作成 農業機械士学科研修、学科試験 農業機械士実技研修
2日目	トラクタ運転操作練習
3日目	トラクタ運転操作練習
4日目	トラクタ運転操作練習
5日目	大型特殊自動車運転免許（農耕用）試験 閉講式

裏面もご覧ください。

④受講対象者

- 農業者（個人・法人）またはその従業員，農業団体等の職員
- 普通免許以上の所有者
  - ・免許証住所が鹿児島県内であり居住していること。
  - ・AT 限定の場合には限定解除後に申し込むこと。
- 視力が両眼で0.7以上，かつ，1眼がそれぞれ0.3以上の者
- 研修費用 研修費7,000円程度（別途 宿泊代+食事代）

**農業機械士応用研修**

①研修目的

けん引用農業機械の運転操作（農耕用限定けん引自動車運転免許の取得を含む。）を学びけん引免許の取得を目指す。

②開催時期（年6回のうち後期3回）

研修回	開催時期	募集人数
第4回	令和2年9月7日（月）～9月11日（金）	10名
第5回	令和2年11月16日（月）～11月20日（金）	25名
第6回	令和2年11月9日（月）～11月13日（金）	25名

③日程及び内容

日程	内容
1日目	受付 開講式，運転免許試験願書作成 農耕用トレーラー運転操作練習
2日目	農耕用トレーラー運転操作練習
3日目	農耕用トレーラー運転操作練習
4日目	農耕用トレーラー運転操作練習
5日目	けん引自動車運転免許（農耕用限定）試験 閉講式

④受講対象者

- 農業機械士資格を有し、大特免許（農耕用限定でも可）を所有。
- 視力が両眼で0.8以上，かつ，1眼がそれぞれ0.5以上である者
- 免許証住所が鹿児島県内であり居住していること。
- 研修費用 研修費5,000円程度（別途 宿泊代+食事代）

お問い合わせ先 大崎町役場 農林振興課 農政係 担当 中島 TEL 099-476-1111（内線502）
--

## 農業委員会からのお知らせ

### 《 農業委員を募集します 》

募集期間	令和2年7月16日（木）～ 令和2年8月11日（火）
募集人数	1名（町内全域から）
任 期	委嘱の日から令和5年7月19日
報 酬	月額：43,700円
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会総会（議決権あり）への出席（毎月1回）及び活動報告書の提出</li> <li>・ 現地調査への帯同、3条調査（農地の買受予定者等への訪問調査）</li> <li>・ 農地のあっせん及び農政座談会等への参加</li> <li>・ 農家への意向調査等</li> </ul>
推薦及び募集資格	<p style="text-align: center;">農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>①町が設置する他の附属機関の委員でない者</p> <p>②町の職員でない者</p>
推薦及び募集方法	<p>①農業者3名以上の推薦（第1号様式）</p> <p>②農業者の組織する団体からの推薦（第2号様式）</p> <p>③一般募集（自ら応募する）（第3号様式）</p> <p>※推薦・募集の用紙（第1、第2、第3号様式）については、農業委員会・野方支所に備えてあります</p> <p>※推薦・募集の用紙は、大崎町のホームページからダウンロードできます</p> <p>※農業委員・農地利用最適化推進委員、どちらも応募出来ませんが、任命・委嘱されるのはどちらかのみとなります（兼職できません）</p>
提出先及び提出方法	<p>提出先：農業委員会事務局もしくは野方支所</p> <p>提出方法：持参及び郵送（8月11日（火）消印分まで）</p>
公表等	①公表は募集終了後に、ホームページ等で公表
選任方法	<p>次の①から②という形になります</p> <p>①農業委員候補者を、選考委員会で審査し、町長に報告</p> <p>②町長が選考委員会の報告を受け、候補者を選定し、議会の同意を得て任命</p>

※問い合わせ先：大崎町役場 農業委員会事務局

電話：099-476-1111（内線531・532）

裏面もあります



## 農業委員会からのお知らせ

### 《 農地利用最適化推進委員を募集します 》

募集期間	令和2年7月16日（木）～ 令和2年8月11日（火）
募集人数	野方・立小野・持留地区・・・若干名 大崎・大丸地区・・・・・・・・・・若干名 ※菱田・中沖地区においては募集の予定はございません。
任 期	委嘱の日から令和5年7月19日まで
報 酬	月額：40,000円
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会総会（議決権なし）への出席（毎月1回）及び活動報告書の提出</li> <li>・現地調査への帯同、3条調査（農地の買受予定者等への訪問調査）</li> <li>・農地のあっせん及び農政座談会等への参加</li> <li>・農家への意向調査等</li> </ul>
推薦及び 募集資格	<p style="text-align: center;">農地利用最適化推進委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>①町が設置する他の附属機関の委員でない者</p> <p>②町の職員でない者</p>
推薦及び 募集方法	<p>①地区からの推薦（第1号様式）</p> <p>②一般募集（自ら応募する）（第2号様式）</p> <p>※推薦・募集の用紙（第1、第2号様式）については、農業委員会・野方支所に備えてあります</p> <p>※推薦・募集の用紙は、町のホームページからダウンロードできます</p>
提出先及び 提出方法	<p>提 出 先：農業委員会事務局もしくは野方支所</p> <p>提出方法：持参または郵送（8月11日（火）当日消印分まで）</p>
公表等	①公表は募集終了後に、ホームページ等で公表
選任方法	農地利用最適化推進委員候補者の中から農業委員会総会で決定し、委嘱

※問い合わせ先：大崎町役場 農業委員会事務局

電話：099-476-1111（内線531・532）

裏面もあります

# 人権同和問題啓発強調月間

8月1日 ~ 8月31日

・・・日本国憲法 第14条・・・

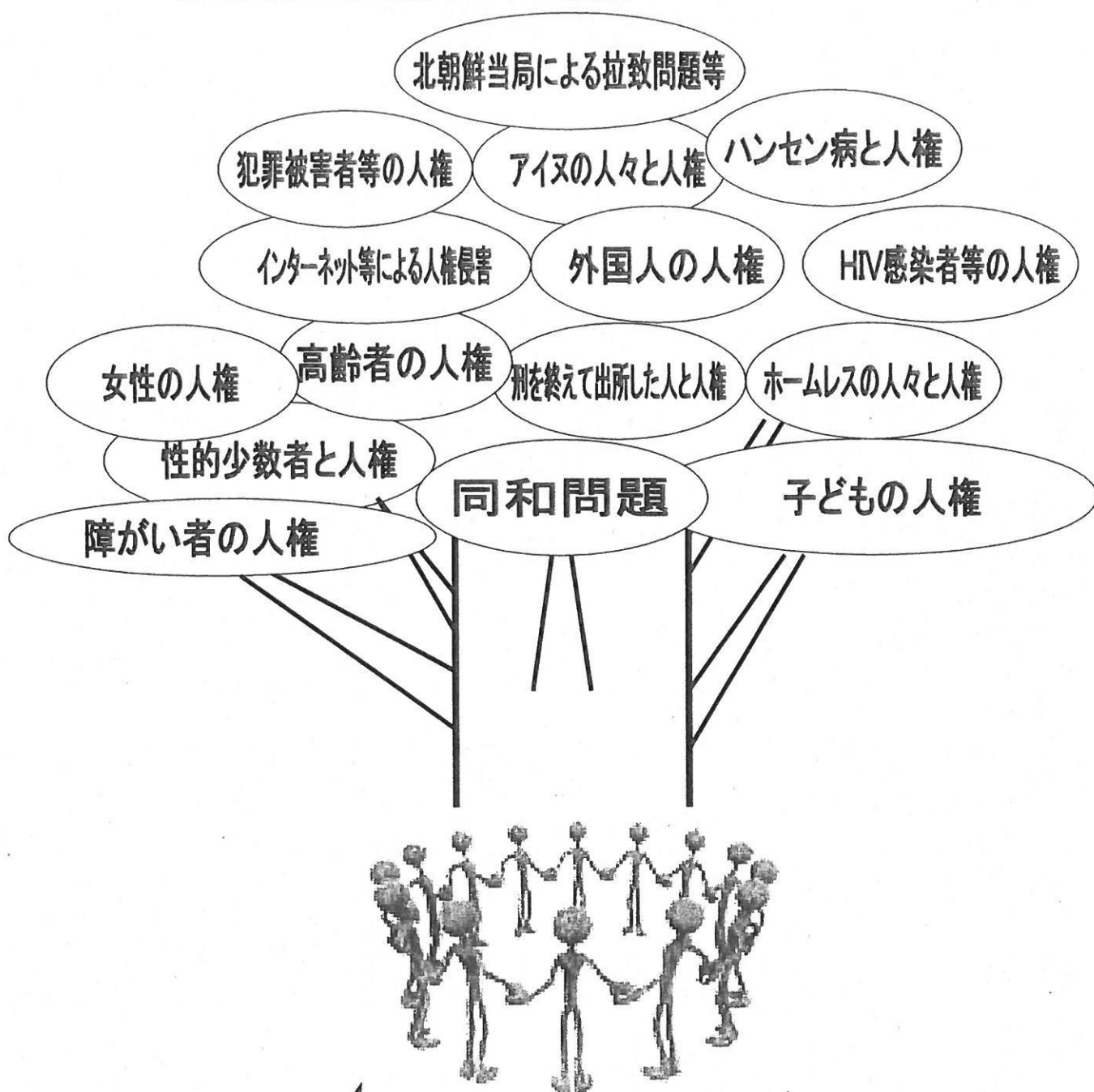
『すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない』と、平等の原則をうたっています。



人権の花・・・ひまわり

「ひまわり」が太陽に向かって伸びやかに咲く姿が「人権の花」のイメージにあうことから、人権擁護機関は「ひまわり」を「人権の花」と指定しました。現在、人権啓発運動のシンボルとなっています。

# さまざまな人権課題



私たちは、程度の差こそあれ、自覚的に、あるいは、無自覚的に、身近な生活の中で差別したり、されたりして、差別の問題に関わってきているのではないのでしょうか。

だとすれば、差別に係る問題は、「他人ごと」の問題ではなく、「自分自身」の問題ととらえることができます。

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための第一歩は、「自分自身も差別の当事者になりうるのだ」という自覚に立ちきることだと言われています。



# 令和2年7月豪雨災害に係る土砂等撤去補助金について

## 【1. 目的】

令和2年7月の豪雨災害により、居住されている建物（以下「居住家屋」という。）に土砂等（土砂、岩石、流木、樹木、砂塵等）が崩落又は堆積し、生活に支障を来たす場合において、被災者の負担を軽減し、早期に安定した生活再建を支援するため、土砂撤去を行う費用の一部を助成します。

## 【2. 補助対象】

下記のすべての項目を満たす災害を対象とします。

- (1) 居住家屋に土砂等が崩落又は堆積した場合
- (2) 他の復旧事業によらない「自力復旧」となる場合
- (3) 居住家屋の所有者、又は土砂災害発生箇所の土地所有者が、自己の責任で自ら費用を負担し、土砂等を撤去する場合
- (4) 土砂等の撤去費用が1件10万円以上のものであること

※倉庫等の居住家屋でない建物及び敷地のみ場合は対象となりません。

※家屋損壊に伴うがれきや家財等の撤去費用は対象となりません。

## 【3. 補助金額】

土砂撤去に係る費用（土砂処分費、車両、重機の賃借料を含む）として、工事請負業者に支払った費用の2分の1以内を助成する。ただし、補助金の上限は1件につき20万円とします。（※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とします。）

## 【4. 申請期間】

令和2年7月20日（月）から令和2年8月28日（金）まで

## 【5. 補助金の申請手続き】

(1) 下記の必要書類を添付し、申請期間内に申請書を提出してください。

- 見積書等土砂等撤去費が確認できる書類
- 土砂等の撤去前の状況が確認できる写真

※ 土砂等撤去後に申請を行う場合は、撤去前状況の写真に替えて次の書類を添付してください。

- 土砂等の撤去代金の領収書の写し等、業者に土砂等撤去を発注したことが確認できる書類
- 第三者の証明を受けた土砂災害発生状況見取図

(2) 補助金の交付決定を受け土砂等撤去が完了した後に、下記の書類を添付し、補助金交付請求を提出してください。

- 土砂等の撤去代金の領収書の写し
- 土砂等の撤去後状況が確認できる写真

## 【問い合わせ先・申請先】

大崎町役場 総務課 消防防災係

TEL：099-476-1111（内線212・213）